

住之江区地域防災リーダートレーナー認定制度設置基準

1 目的

大規模災害発生時の「自助・共助力」向上のために欠かせない存在として、住之江区地域防災リーダーがリーダーシップを発揮し、地域住民を牽引できる人材を育成することを目的に、住之江区地域防災リーダートレーナー（以下「トレーナー」とする）認定制度を設置する。

2 認定基準

次の項目を履行した者をトレーナーとして認定する。

ア 地域防災リーダー研修アドバンストコース（以下「アドバンストコース」とする）事前学習会（以下「事前学習会」とする）参加者。

イ 事前学習会で実施する効果測定で評価基準を上回る者。

ウ 事前学習会で学んだ内容を、アドバンストコース参加者に対して指導的立場としてフィードバックすることができる者。

3 評価項目

効果測定における評価項目については、別紙1「住之江区地域防災リーダートレーナー評価表（以下「評価表」とする）」のとおりとする。

4 評価方法

- (1) 事前学習会において消防職員が評価表に基づき評価を行うものとする。
- (2) 評価結果を事前学習会参加者に開示し、評価基準に満たない場合は可能な限りその場で指導を行い、評価基準に達するよう努める。
- (3) 評価基準は、評価表で24点以上を取得した者とする。
- (4) 事前学習会実施時間内で評価基準に達しない者はトレーナー認定を行わない。
- (5) トレーナー認定されたものに対して別添「住之江区地域防災リーダートレーナー認定証」を授与する。